介護サービス事業所・施設 開設法人代表者 様

横浜市健康福祉局介護事業指導課長 高 齢 施 設 課 長

最低賃金の計算における介護職員処遇改善加算の取扱について(通知)

日頃から、本市の福祉行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

最低賃金の計算における介護職員処遇改善加算の取扱について、平成30年8月6日厚生労働省老健局高齢者支援課・振興課・老人保健課事務連絡により示された「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.6)(平成30年8月6日)」問7のとおり、本市においても取り扱うものとします。

なお、本市ホームページに掲載している「横浜市介護職員処遇改善加算Q&A」問8を、 国Q&A 問7のとおりに更新します。

参考 「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 6) (平成 30 年 8 月 6 日)」

- 最低賃金の計算について
- 問7 最低賃金を満たしているのかを計算するにあたっては、介護職員処遇改善加算により 得た加算額を最低賃金額と比較する賃金に含めることとなるのか。
 - (答)介護職員処遇改善加算により得た加算額を、最低賃金額と比較する賃金に含むか否かについては、当該加算額が、臨時に支払われる賃金や賞与等として支払われておらず、予定し得る通常の賃金として、毎月労働者に支払われているような場合には、最低賃金額と比較する賃金に含めることとなるが、当該加算の目的等を踏まえ、最低賃金を満たした上で、賃金の引上げを行っていただくことが望ましい。

担当(居宅) 介護事業指導課 電話 045-671-3413

(施設) 高齢施設課 電話 045-671-3923